

令和5年度 第1回八千代市いじめ問題対策連絡協議会

1 設置根拠

八千代市いじめ問題対策連絡協議会及び八千代市いじめ問題対策調査委員会条例第2条の規定に基づき、八千代市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

【条例第2条】

2 所掌事務

連絡協議会は、いじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。【条例第3条】

3 開催日時

令和5年5月18日（木） 開会 13時30分 閉会 15時00分

4 場所

八千代市教育委員会 大会議室

5 次 第

- ・委嘱状交付
- ・教育長挨拶
- ・委員の自己紹介
- ・教育長退席

(1) 開会宣言

(2) 定足数確認

(3) 公開・非公開の承諾

(4) 会長選出

(5) 報告・説明事項

八千代市のいじめ問題への対応について

<<※以下非公開>>

(6) 協議 「いじめに対する積極的生徒指導の具体例」（事務局）[清水]

(7) 事務連絡

(8) 閉会宣言

6 委員等出席者

八千代市教育委員会教育長

小林 伸夫

【委員】 [いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員]

① 千葉地方法務局船橋支局

川上 明治

② 千葉県中央児童相談所

鈴木 美保

③ 千葉県警察八千代警察署生活安全課長

荻野 信治

④ 八千代市医師会（どいこどもクリニック院長）

土井 弥寿子

⑤ 八千代市民生委員児童委員協議会連合会

太田 信子

⑥ 八千代市PTA連絡協議会

八巻 憲一

[いじめの防止等に関し学識経験を有する者]

- | | |
|--------------------|---------|
| ⑦ 八千代市校長会（勝田台小学校長） | 木梨 朋幸 |
| ⑧ 八千代市校長会（大和田中学校長） | 大小田 泰一郎 |

[市の職員]

- | | |
|-----------------------------|-------|
| ⑨ 八千代市子ども部次長（子育て支援課長事務取扱い） | 島津 俊明 |
| ⑩ 八千代市子ども部子ども保育課長 | 高倉 啓安 |
| ⑪ 八千代市子ども部子ども福祉課子ども相談センター所長 | 松本 亮二 |
| ⑫ 八千代市教育委員会教育次長 | 設楽 憲一 |
| ⑬ 八千代市教育委員会指導課長 | 高原 敬介 |
| ⑭ 八千代市青少年センター所長 | 丹治 貴史 |
| ⑮ 八千代市適応支援センター所長 | 内藤 俊夫 |

【事務局】

- | | | | |
|----------|-------|--------|-------------|
| 学務課長 | 兒玉 健司 | 保健体育課長 | 宮崎 幸子 |
| 教育センター所長 | 向 智広 | 指導課主幹 | 大友 奈緒 |
| 指導課指導主事 | 清水 俊輔 | 竹内 大迪 | 久保 隆秀 福田 恭子 |

7 その他

次回の会議について

第2回：令和6年1月31日（水）13：30～15：00

【教育委員会庁舎 大会議室（2階）】

資料

- (1) 八千代市いじめ問題対策連絡協議会運営要領
- (2) 八千代市教育委員会いじめによる重大事態への対処に関する要領
- (3) プレゼンテーション資料

八千代市いじめ問題対策連絡協議会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八千代市いじめ問題対策連絡協議会及び八千代市いじめ問題対策調査委員会条例（平成27年八千代市条例第23号。以下「条例」という。）に基づき、八千代市が設置する八千代市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 八千代市審議会等の会議の公開に関する要領（平成13年3月2日制定）第4条の規定により、連絡協議会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 会長は、会議を非公開とするときは、その旨を宣言する。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、会長はその指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(所掌事務)

第3条 連絡協議会は、条例第3条の規定により、次に掲げる事務を行う。

(1) いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項の協議及び連絡調整

(2) 連絡協議会と八千代市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）との連絡調整

(3) 連絡協議会と八千代市いじめ問題対策調査委員会との連絡調整

(委員)

第4条 連絡協議会の委員は、条例第4条第2項の規定により、別に定める者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(議事の運営等)

第5条 連絡協議会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣言する。

2 議事の運営は、前回の会議録の承認、報告、説明、質疑、協議の順序によるものとする。ただし、会長が認める場合はこの限りではない。

- 3 会議において発言しようとする者は、会長を呼び、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。
- 4 会長は、質疑及び協議の終結を宣言しようとするときは、会議に諮り、協議を行わないで、これを決定するものとする。
- 5 条例第5条第1項の規定により会長が互選される前の議長は、教育委員会教育次長が務めるものとする。

(庶務)

第6条 連絡協議会の庶務は教育委員会指導課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則2

この要領は、平成29年3月3日から施行する。

(別添)

八千代市いじめ問題対策連絡協議会運営要領第4条の規定による
八千代市いじめ問題対策連絡協議会構成機関等一覧

八千代市いじめ問題対策連絡協議会構成機関等		
いじめの防止等 に関する機関 及び団体の職員	国	千葉地方法務局船橋支局
	千葉県	千葉県警察八千代警察署生活安全課
		千葉県中央児童相談所
	団体	八千代市医師会
		八千代市民生委員児童委員協議会連合会理事会
		八千代市PTA連絡協議会
いじめの防止等に関し 学識経験を有する者	八千代市校長会（小学校）	
	八千代市校長会（中学校）	
市の職員	市	八千代市子ども部子育て支援課
		八千代市子ども部子ども保育課
		八千代市子ども部子ども福祉課子ども相談センター
	教育委員会	八千代市教育委員会（教育次長）
		八千代市教育委員会指導課
		八千代市適応支援センター
		八千代市教育委員会青少年センター
庶務 八千代市教育委員会指導課		

令和5年度

第1回 八千代市 いじめ問題対策連絡協議会

八千代市教育委員会

令和5年5月18日

八千代市いじめ問題対策連絡協議会

いじめ問題対策連絡協議会

いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより
設置



◎いじめの未然防止や早期発見，初期対応等
について協議するとともに，当該機関及び団体
相互の連絡調整を図ることを目的とする。

八千代市いじめ問題対策連絡協議会

◎いじめの防止等に関係する機関及び団体の職員

八千代警察署
千葉県中央児童相談所
千葉地方法務局船橋支局
八千代市医師会
八千代市民生委員児童委員協議会連合会理事会
八千代市PTA連絡協議会

◎いじめの防止等に関し学識経験を有する者

八千代市校長会

◎市の職員

八千代市，教育委員会

により構成される

いじめ防止等の基本方針

いじめ防止対策推進法

文部科学省 いじめ防止のための基本的な方針



千葉県いじめ防止基本方針



八千代市いじめ防止基本方針



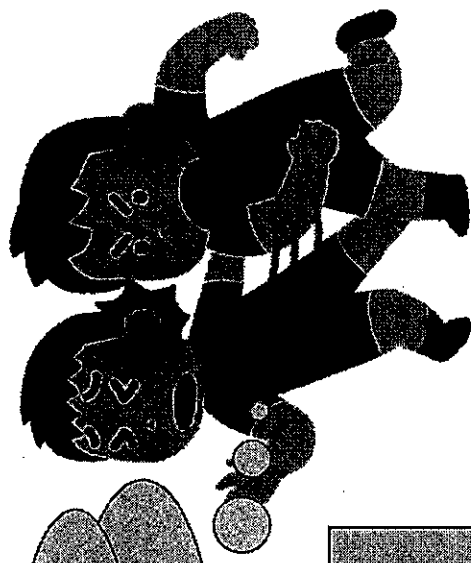
学校いじめ防止基本方針

いじめ防止基本方針

いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

児童等が行った行為がいじめを意図して
行った行為ではなく、また、1回のみで
継続して行われた行為ではなくても...



児童等が心身の苦痛を感じている場合は、
いじめとして認知して適切に対応する

2023/5/16

いじめ防止等の基本方針

八千代市いじめ防止基本方針

生徒指導提要の改訂を受けて

改訂のポイント



- 人権意識について
- いじめ防止につながる積極的生徒指導
- 保護者への周知と連携
- いじめ防止プログラム(年間計画)
- SOSの出し方に関する教育
- 組織的な対応方針の共通理解
- 重大事態に発展させない生徒指導
- 重大事態の国への報告

八千代市教育委員会

いじめによる重大事態への対処に関する要領

【いじめ重大事態】

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

第1号 「生命・心身・財産重大事態」

- 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※相当の期間=30日を目安

第2号 「不登校重大事態」

文部科学省

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

これまで各教育委員会等で「生命・心身・財産重大事態」と扱った事例

① 児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

② 心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。 ○暴行を受け、骨折した。

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○おいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。

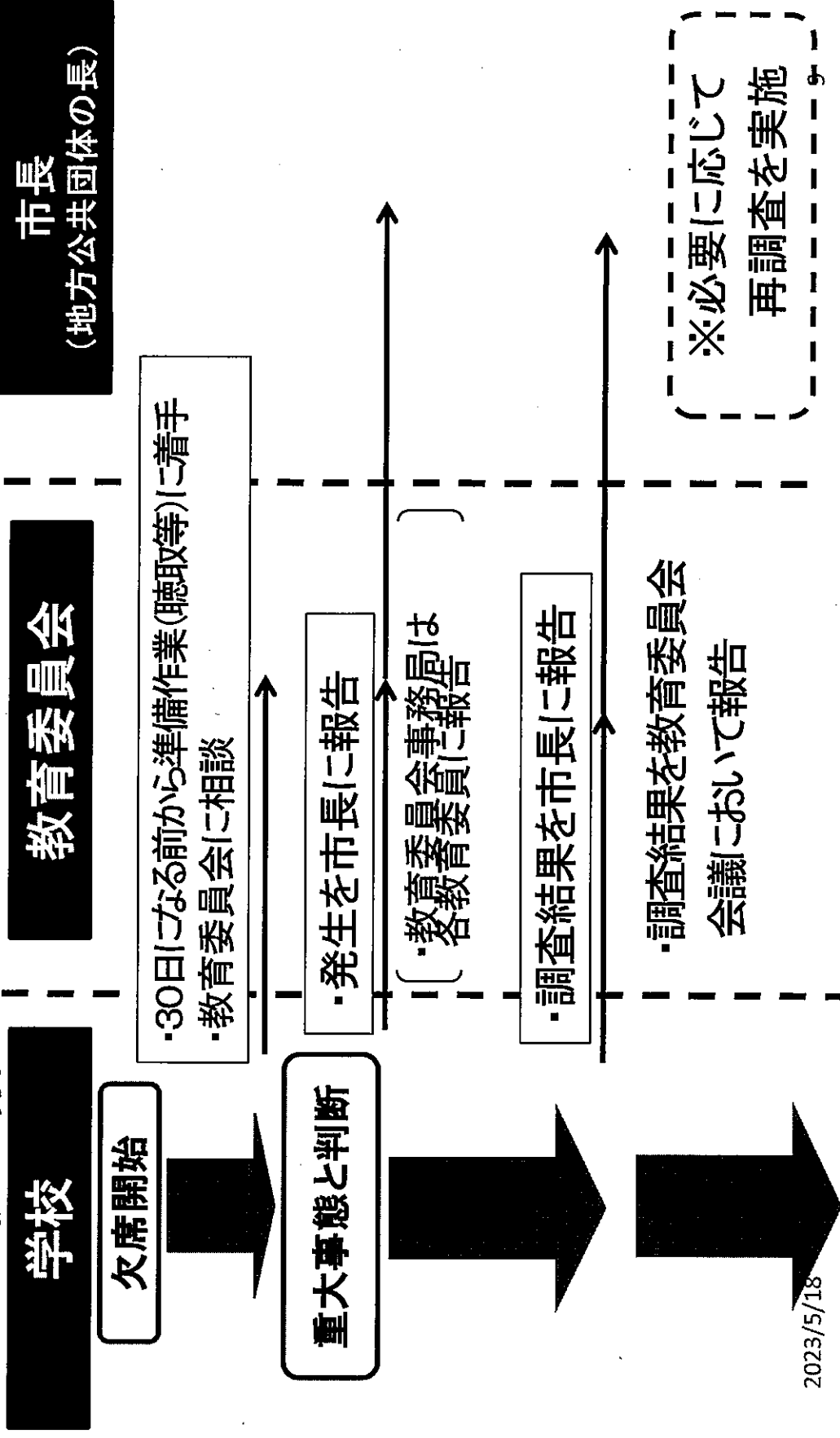
④ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

○欠席が続き(重大事態の目安である30日には達していない)当該校へ
は復帰ができないと判断し、転学(退学等も含む)した。

文部科学省

不登校重大事態に係る調査の指針(概要)

<公立学校の場合>



重大事態の国への報告

令和5年3月10日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課より

いじめ重大事態に関する 国への報告について（依頼）

文部科学省及びこども家庭庁が連携して重大事態調査報告書等を分析し、重大事態調査の運用改善やいじめ防止対策の強化に向けた検討を行うことを予定



令和5年4月1日より

文部科学省に対して、重大事態に関する報告・相談

八千代市いじめによる重大事態への対処

＜市立小中義務教育学校の場合＞

学校

いじめの認知
欠席が累積

教育委員会

・いじめとしての調査の
準備作業(聴取等)に着手
・教育委員会に相談

市長
(地方公共団体の長)

重大事態と判断

・発生を報告

・発生を市長に報告

〔 各教育委員会事務局長に報告 〕

・調査開始を報告

・調査開始を市長に報告

・調査報告により報告

・調査結果を市長に報告

調査結果を教育委員会会議において報告

※必要に応じて
再調査を実施

2023/5/11 文部科学省への報告・情報提供

いじめに関する昨年度の動向

1 いじめ対応のさらなる強化・改善について（通知）

令和4年5月17日付け文部科学省初等中等教育局長事務代理より

関係者が一体となって、いじめ対応にあたって改めて留意する事項を示している。

2 いじめ問題への的確な対応に向けた

警察との連携等の徹底について（通知）

令和5年2月7日付け文部科学省初等中等教育局長より

1. いじめ問題への対応における警察との連携の徹底
2. 児童生徒への指導・支援の充実
3. 保護者への普及啓発
4. 総合教育会議の活用及び首長部局からの支援